

平成 27 年 第 10 回 西興部村教育委員会会議録

1 期 日

平成 27 年 8 月 25 日 (火)

2 場 所

西興部村役場庁舎 2 階 委員会室

3 出席委員

5 名

4 事務局職員

3 名

5 傍聴者

なし

6 会議に付した議題

- (1) 平成 28 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- (2) 平成 28 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

7 議 事

午後 7 時 00 分開会

- (1) 平成 28 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- (2) 平成 28 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
事務局及び教育長より、議案 1 ページにより説明
全員異議なく、議案のとおり議決

午後 8 時 30 分閉会

質 疑

委員長	それでは時間となりましたので、平成 27 年第 10 回西興部村教育委員会会議を始めます。 出席者の確認ですが、全員の出席を確認したため、本日の会議は成立するものといたします。 続きまして、会議録の内容について確認いたします。会議録の内容について、ご異議ありませんか。
各委員	ありません。

<p>委員長</p>	<p>ご異議ありませんので、第9回会議録については確定いたしました。続きまして、議案の審議に入ります。</p> <p>本日の議案第1号並びに第2号につきましては、平成28年度に使用する教科用図書の採択に関してです。</p> <p>すでにご承知のことですが、「別紙1の1」にありますように、文部科学省の通知により、義務教育諸学校において使用する教科書の採択につきましては、「採択結果」及び「採択の理由」、さらに「教育委員会議の議事録の公開」に努めることとなっています。</p> <p>従いまして、議案第1号及び第2号につきましては、①採択結果、②採択の理由、③採択に係る教育委員会議事録の3点を、平成26年度と同様に教育委員会のホームページにより公開したいと思っております。この取扱いに、ご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご異議ありませんので、議案第1号及び第2号の採択結果につきましては、ホームページにより公開することといたします。</p> <p>これより、議案第1号「平成28年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。議案第1号「平成28年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、説明いたします。</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条になりますが、教科用図書の採択は、当該教前年度の8月31日までにしなければならないという規定により、平成26年第7回教育委員会議において採択した別紙1の2の小学校用教科用図書を、平成28年度も引き続き使用するものとするものでございます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの説明に対して、まず、別紙1の2の「小学校用教科用図書」に関して質問はありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>ありません。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に、小学校の「特別支援学級用教科用図書」についてご質問はありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>ありません。</p>

<p>委員長</p>	<p>それでは、質問がありませんので、ただいまより、採択に移ります。</p> <p>平成 28 年度に使用する「小学校用教科用図書」並びに「特別支援学級用教科用図書」につきましては、別紙 1 の 3 の教科用図書を引き続き採択することといたします。</p> <p>次に議案第 2 号について審議いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは説明いたします。別紙 2 の 1 をお開きください。はじめに、ここに書いていないことを申し上げます。中学校の教科用図書も、小学校同様 4 年ごとに改訂され、出版社が発行する図書の中から使用する図書を採択することになっています。</p> <p>そこで、8 月 4 日に開催された第 9 地区教科用図書採択教育委員会協議会（以下「採択協議会」）において採択された、別紙 2 の中学校用教科用図書を平成 28 年度において使用するものとするものです。</p> <p>第 9 地区はオホーツク管内の 18 市町村教育委員会が、採択協議会を構成しています。従いまして、採択協議会が採択した教科用図書を、オホーツク管内の各市町村教育委員会が承認しますと、管内の市町村立学校は同じ教科用図書を使用することになります。これは小学校も同様です。</p> <p>次に、別紙 2 の 3 をご覧ください。上段に、「第 9 地区に送付された教科用図書見本並びに教科書編集趣意書、北海道教育委員会作成の採択参考資料、第 9 地区教科用図書調査委員会作成の調査研究報告書並びに各小委員長への質疑等をもとに、第 9 地区教科用図書採択教育委員会協議会において総合的に審議を行い、平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書について、各種目ごと次の理由により全会一致で採択した」との記載があります。8 月 4 日の採択協議会には私が出席いたしました。</p> <p>各種目毎の採択理由につきましては、ご覧頂いている資料のとおりです。なお、今回、平成 27 年度年度までの使用図書が変更になったものは、国語科の「国語」と「書写」の 2 点です。残りの教科用図書につきましては、平成 27 年度に使用している教科用図書と変わりありません。</p> <p>そこで、国語科の「国語」の教科用図書についてですが、現在は教育出版の図書ですが、光村図書に変更となりました。別紙 2 の 4 をご覧下さい。変更した理由としましては、別紙 2 の 3 の「国語」「書写」の枠内に記載がありますが、補足しますと、「国語」の下から三行目の『使用上の便宜については、』の部分に、『「桜守三代」・「流氷と私たちの暮らし」など、北海道にかかわる教材を取り上げている。』という理由も加味され採択されるに至りました。「桜守三代」では、根室市の千島桜が紹介されており、「流氷と私たちの暮らし」は、故人とられました</p>

	<p>北海道大学名誉教授で、流水科学センター前所長の青田昌秋さんの文章でございます。オホーツクの子どもたちにオホーツクの海のことを伝えていこうではないかという思いがあります。</p> <p>「書写」については、「国語」の図書と関連があるということから、同様に光村の図書が採択されました。1～4ページにかけて、各教科用図書の採択理由が記載されていますので、これについては割愛させていただきます。</p> <p>次に、別紙2の3の5～6ページをお開きください。ここには特別支援学級用の教科用図書について記載があります。これらは1人の生徒に全部の教科用図書を使用するというわけではなく、障がいの種類に合わせ、この中から使用する図書を選ぶということです。調査・研究を行った調査委員会の意見も聞き、12の図書を採択いたしました。</p> <p>本日の会議では、以上の教科用図書及び特別支援教育用図書を平成28年度に中学校で使用することの承認をお願いいたします。以上です。</p>
委員長	<p>ただいまの説明に対して、まず、別紙2の2の「中学校用教科用図書」に関して質問はありませんか。</p>
各委員	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>次に、中学校の「特別支援学級用教科用図書」についてご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
委員長	<p>それでは、質問がありませんので、採択に移ります。</p> <p>平成28年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会において採択された別紙2の2の教科用図書を採択することでご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>
委員長	<p>ご異議なしなので、「中学校用教科用図書」につきましては、このとおり採択いたします。</p> <p>次に、「特別支援学級用教科用図書」を採択することで、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>

委員長	ご異議なしなので、「特別支援学級用教科用図書」につきましては、このとおり採択いたします。 以上で議案第2号を終了いたします。
-----	---